

速報！ さくらユウワ通信

先日の衆議院本会議において、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（中小企業等経営強化法）」が、可決・成立しました。今回は、この中小企業等経営強化法についてご紹介致します。

法律の趣旨

人口減少・少子高齢化の進展や国際競争の激化、人手不足など、中小企業・小規模事業者・中堅企業（「中小企業・小規模事業者等」）を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し人材確保や事業の持続的発展に懸念が存在します。こうした中で、中小企業・小規模事業者等が労働の供給制約等を克服し、海外展開等も含め、将来の成長を果たすべく、生産性の向上（経営力向上）を図るための取組を支援するための措置等を講じます。

法律の概要

<事業分野の特性に応じた経営力向上のための指針の策定>

事業所管大臣は、基本方針に基づき、事業分野ごとに経営力向上の方法等を示した「事業分野別指針」を策定します。個別の事業分野に知見のある者から意見を聴くなどして、中小企業・小規模事業者等の経営力向上に係るベストプラクティスを、事業分野別指針に反映させていくことになります（PDCA サイクルを確立）。

<中小企業・小規模事業者等による経営力向上のための取組の支援>

①経営力向上計画の認定及び支援措置

中小企業・小規模事業者等は、上記、事業分野別指針に沿って、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、IT を活用した財務管理の高度化、人材育成等により経営力を向上させるための事業計画（「経営力向上計画」）を作り、事業所管大臣の認定を受けることができます。認定事業者は、固定資産税の軽減（3年間半減）や金融支援等の特例措置を受けることができます。

※経営力向上の事例※

【サービス業】

売上や予約状況等の情報を、タブレット端末を用いて、各所の従業員にリアルタイムで共有し、細やかな接客や業務の効率化による収益向上を実現。

【製造業】

自動化された工作機械を導入しつつ、従業員の多能工化を促進し、一人で管理できる工作機械を増やし、収益力の向上を実現。

②認定経営革新等支援機関の業務拡大

認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会、金融機関、中小企業診断士、税理士等）の業務として、経営力向上に係る支援を追加します。

措置事項の概要

【中小企業・小規模事業者等の経営強化のための総合的な支援体制の構築】

